

平成22年度経済産業省関係税制改正のポイント

平成21年12月24日

地域経済や雇用を支える中小企業の支援

◆中小企業を中心とする設備投資の促進

- ▶ 中小企業投資促進税制を2年間延長
- ▶ 中小企業等基盤強化税制(期限:平成22年度末)を拡充し、中小企業による情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加(従来の情報基盤強化税制(今回廃止)の支援対象の他、サーバーの有効利用を可能とするソフトも対象に追加)

◆少額減価償却資産の特例の延長

- ▶ 中小企業が少額減価償却資産を取得した場合に即時償却を認める制度を2年間延長

◆個人事業主の共同経営者の小規模企業共済制度への加入

- ▶ 小規模企業共済制度について共同経営者まで加入対象者を拡大(掛金控除)

◆中小企業倒産防止共済制度の拡充

- ▶ 連鎖倒産防止のための中小企業倒産防止共済制度について、共済貸付金の限度額を引き上げ、これに伴い損金算入が認められる掛金の限度額を引き上げる。

◆いわゆる「一人オーナー会社」(特殊支配同族会社)の役員給与に対する損金不算入措置の廃止 (マニフェスト項目)

- ▶ 22年度から廃止
- ▶ 特殊支配同族会社の役員給与にかかる課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じる

◆中小企業向け法人税率の引下げ(マニフェスト項目)【検討項目】

- ▶ 中小軽減税率の引下げについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討

◆株式信託を活用した事業承継税制【検討項目】

- ▶ 納税猶予の適用対象に株式と実質的に同一視できる信託受益権の追加について信託を利用した事業承継の実態及び措置の必要性を踏まえ、引き続き検討

◆交際費の損金算入特例の延長

- ▶ 中小企業の交際費について損金算入を可能とする特例措置を2年間延長 等

日本の強みを最大限に活かしたイノベーション促進・成長力の強化

◆研究開発投資の促進

- ▶ 将来の成長の種となるイノベーションを生み出し、競争力の基盤となる研究開発を促進するため、研究開発促進税制・中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費を増加させる企業又は試験研究費比率が高い企業に対する税額控除の上乗せ措置を延長(増加型・高水準型共に2年間延長)

◆中小企業を中心とする設備投資の促進<<再掲>>

◆グループ法人税制の整備

- ▶ 企業グループの一体的運営が進展している状況を踏まえ、グループ内取引等に関する税制の整備、連結納税制度の見直し等のグループ経営の実態を反映した税制を整備
 - グループ(100%の資本関係)内の法人間について譲渡取引の損益の繰延や受取配当の全額益金不算入化(負債利子控除の不要化)などを行う。
 - 親会社の資本金が5億円以上の法人の100%子会社について中小企業特例を不適用とする。
 - 子法人の欠損金の持込制限の緩和など連結納税制度を見直し 等

◆企業活動のグローバル展開を支える税制の整備

- ▶ 国際課税制度の見直し
 - [外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)]
 - 外国子会社合算税制が発動される基準税率(トリガー税率)について、現行の「25%以下」から「20%以下」への引き下げを実現。
 - 統括会社の実態を踏まえた適用除外要件(事業基準・非関連者基準)の見直しを実現。
 - 租税回避の防止のため、適用除外要件を満たす子会社の資産性所得を合算課税の対象とする。ただし一定の配当・利子・使用料など付け替えのおそれの高いものに限定。
 - [移転価格税制]
 - 対等出資等の国際合弁企業について、課税の基礎となる価格の算定に当たり考慮すべき事項等の明確化
- ▶ 社債市場の活性化のための税制措置
 - 非居住者が受け取る社債利子の非課税化(3年間)
 - 非居住者が受け取る国外発行社債(民間国外債)の利子等の非課税措置を恒久化

◆事業再編に資する税制の整備

- ▶ 産活法に基づく登録免許税の特例措置は、特例の対象となる資本の増加分に上限を設定した上で、2年間延長
- ▶ 中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置について、雇用継続要件の設定等を行った上で、2年間延長

◆外形標準課税(資本割)の特例措置の恒久化

- ▶ 資本金等を取り崩し欠損填補(無償減資)する等の場合、これらの行為後の資本金等の額を外形標準課税資本割の課税標準とする措置を恒久化

◆年金税制

- ▶ 企業型確定拠出年金における従業員拠出(マッチング拠出)の容認と所得控除等

資源・エネルギーの安定供給確保と地球温暖化対策の推進

◆その他の自動車関係税制

- ▶ 自動車税のグリーン税制(環境性能の優れた自動車に対して税率を軽減し、新車登録から一定年数を経過した自動車に対し重課)について、プラグインハイブリッド自動車を対象に追加すると共に、軽課対象から「燃費基準+15%達成車(+25%未満)」を除外した上で、2年間延長
- ▶ 環境性能の優れた自動車に対する特例措置に对象自動車の区分(2.5t~3.5t)を新たに追加(自動車重量税・取得税)
- ▶ 自動車取得税の低燃費車特例(現行制度では中古車のみ支援対象)について、中古車市場における環境性能の優れた自動車を増加させる観点から、2年間延長

◆地球温暖化対策のための税

- ▶ 地球温暖化対策のための税については、今回当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進める。

◆資源開発促進税制

- ▶ 減耗控除制度について適用期限を3年間延長
- ▶ 海外投資等損失準備金制度について、実態等を踏まえた見直しを行った上で、適用期限を2年間延長

等

◆車体課税のあり方

- ▶ 自動車重量税については、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、環境負荷に応じて税率を設定することとし、暫定上乘せ分の国分の半分程度に相当する規模の税負担を軽減する。
- ▶ 自動車取得税について、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持する。
- ▶ エコカー減税は維持する。
- ▶ 車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。

◆燃料課税のあり方及びの検討

- ▶ ガソリン税、軽油引取税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止するが、当分の間、税率水準を維持する。
- ▶ 国民生活を守るため、平成20年度上半期のような原油価格の異常な高騰が続いた場合には、上記当分の間の税率の課税を停止できるような法的措置を講じる。これらの制度の詳細については、手持品在庫に係る課税上の取扱いを含め、今後速やかに具体化を図る。

◆原料調達に係る国際的な公平性の維持・確保

- ▶ 原料非課税の国際的な公平性を維持・確保
 - 石油化学製品製造用ナフサ等の石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を2年間延長
 - 石油化学製品製造用ナフサ等の揮発油税の免税措置を維持

等

○中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の選択適用を認める措置について将来的に対象設備の見直しを行うことを前提に、現行制度のまま2年間延長する。(平成23年度末まで)

改正概要

現行制度のまま2年間延長。(平成23年度末まで)
【創設年度：H10年 減収額：1320億円(H22年度経済産業省試算)】

制度概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の法人 ・農業協同組合等 ・従業員数1,000人以下の個人の事業所得者 	※青色申告者であることが必要。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業、建設業 (→法定事業) ・農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業 (→政令指定事業) ・小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業(物品賃貸業及び娯楽業(映画業を除く)を除く) (→省令指定事業) 	※風営法2条5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。
対象設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置のすべて【1台・1式で160万円以上】 ・一定の器具及び備品(電子計算機、デジタル複合機)【年合計で120万円以上】 ・一定のソフトウェア【年合計で70万円以上】 ・普通貨物自動車(車両総重量3.5トンを以上) ・内航船舶(取得価額の75%が対象) 	<p>※【 】内の金額は最低取得価額の要件。</p> <p>※中古資産は対象外。</p>
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 (税額控除については、当該事業年度の税額の20%を上限。特別償却不足額、超過税額控除額は、翌事業年度への繰越しが可能。) 	※資本金3千万円超の法人は税額控除の適用対象外。
適用期限	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年6月1日から平成24年3月31日(今回改正により延長)までの期間内に、取得又は製作し、事業の用に供するもの 	